

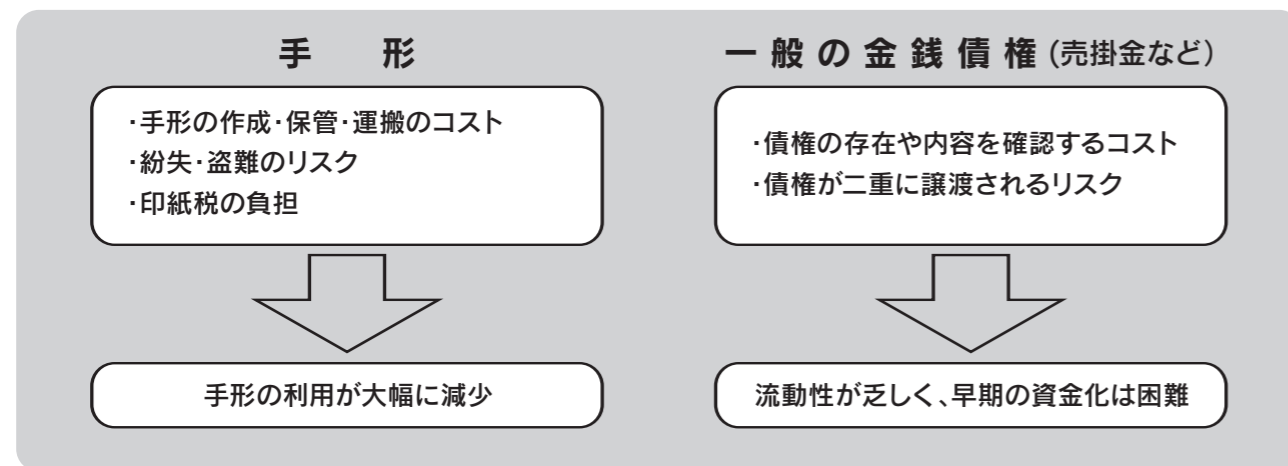
# 電子記録債権



事業資金を調達するための  
あたらしい金融手段

金融庁・法務省

# 電子記録債権の制度は 事業者の資金調達の円滑化を図るための あたらしい金融手段です



これまでは、売掛金を持っていても、資金繰りに活用することが困難

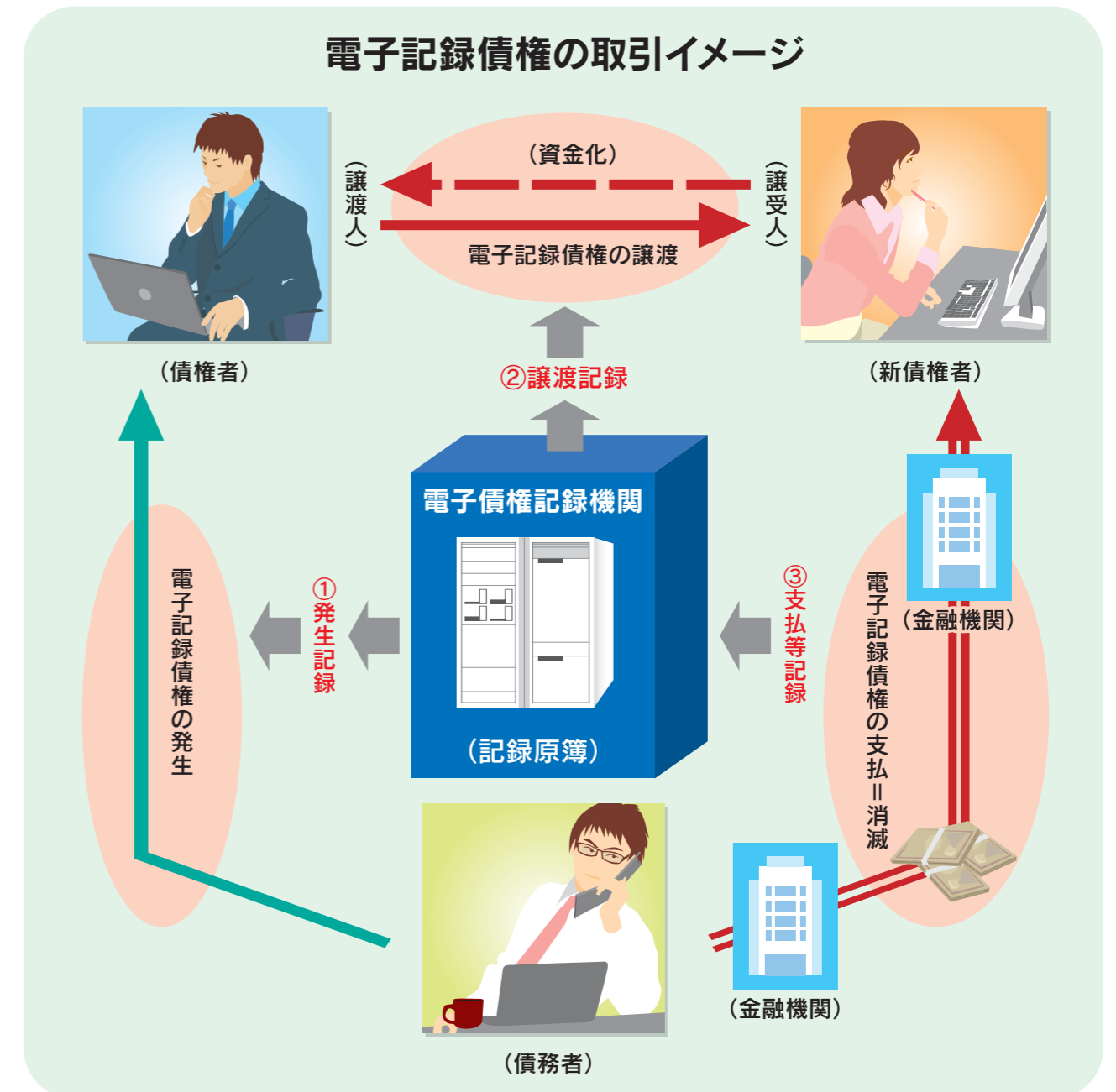


## 電子記録債権

手形や一般の金銭債権の不都合を解消して、資金繰りに活用することのできる新しいタイプの金銭債権！

### 債権の内容 (情報) を電子データで管理

- 手形のような作成や保管などのコストを解消
- 紛失・盗難のリスクなし
- 印紙税の負担を解消
- 手形と同様に取引の安全を確保 (一般の金銭債権のデメリットを解消)
- 手形にはない柔軟性・利便性を確保
  - ・分割して譲渡することも可能
  - ・手形的な利用以外にも、さまざまなビジネスニーズに対応可能



- ① 電子記録債権は、利用者からの請求により、電子債権記録機関が「発生記録」を行うことで初めて発生します。
- ② 電子記録債権は、利用者からの請求により、電子債権記録機関が「譲渡記録」を行うことによって、譲渡をすることができます。
- ③ 債務者が支払をすれば、電子記録債権は消滅します。また、所定の契約に基づいて金融機関を通じた支払が行われる場合には、金融機関から電子債権記録機関への通知に基づいて自動的に「支払等記録」が行われます。

金融庁総務企画局企画課調査室

ホームページ <http://www.fsa.go.jp>

法務省民事局参事官室

ホームページ <http://www.moj.go.jp>